

原 議 保 存 期 間	10年(令和17年12月31日まで保存)
施行文書保存期間	10年(令和17年12月31日まで保存)

交 規 甲 達 第 2 4 号
令 和 7 年 6 月 3 0 日

部 課 署 長 殿

石 川 県 警 察 本 部 長

駐車禁止道路の除外取扱要領の制定について（通達）

対号 令和3年12月1日付け交規甲達第50号「駐車禁止・時間制限駐車区
間道路の除外・許可取扱要領の全部改正について（通達）」

石川県公安委員会の駐車禁止・時間制限駐車区間道路の除外措置及び警察署長の
駐車禁止道路等の駐車許可の取扱いについては対号により運用してきたところであ
るが、「石川県道路交通法施行細則」（昭和35年石川県公安委員会規則第12号）の一
部改正に伴い、別添のとおり、駐車禁止道路の除外取扱要領を制定し、令和7年7
月1日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、対号は本通達の施行をもって廃止する。

駐車禁止道路の除外取扱要領

1 制定の趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）、石川県道路交通法施行細則（昭和35年石川県公安委員会規則第12号。以下「細則」という。）及び石川県道路交通法施行細則執行に関する訓令（昭和47年石川県警察本部訓令第18号。以下「訓令」という。）の規定に基づき、駐車禁止規制の除外措置に係る事務処理等に関し必要な事項を定める。

2 対象となる車両

- (1) 緊急自動車その他の車両であって、公共性が極めて高く、緊急に、広域かつ不特定な場所に対応することが必要な用務に使用中のもののうち、
 - ア 当該用務に使用中であることが明らかなもの又は当該用務に使用中であることを明らかにすることが適当でないもの。
 - (例) 緊急用務に使用中の緊急自動車、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する災害応急対策に使用中の車両、秘匿捜査に使用中の車両等
 - イ アに掲げる車両の用務の客体であって、これと一体であると認めるべきもの。
 - (例) 警察車両が随伴する車両、警察活動に伴い停止を求められている車両等
- (2) 道路維持作業用自動車その他の車両であって、(1)の用務に準ずる程度に公共性が高く、広域かつ不特定な場所に赴くことが必要な用務に使用中のものうち、当該用務に従事することが明らかなもの。
 - (例) 道路の維持作業に使用中の道路維持作業用自動車、公職選挙法（昭和25年法律第100号）に基づく選挙運動用自動車又は政治活動用自動車であって、当該目的のために使用中の車両等
- (3) (1)及び(2)に掲げる車両のいずれにも該当しないが、(1)又は(2)に規定する用務に使用中の車両であって、石川県公安委員会から交付を受けた通行禁止規制に係る通行禁止除外指定車標章を掲出しているもの。
 - (例) 医師が緊急往診のために使用中の車両、保健師、看護師又は准看護師が、医師の指示（包括的指示を含む。）を受け、直ちに患者宅等を緊急に訪問し看護を行うために使用中の車両、助産師が直ちに妊産^{じょく}婦宅等を緊急に訪問し助産等を行うために使用中の車両、専ら郵便法（昭和22年法律第165号）に規定する郵便物の集配に使用中の車両等、患者輸送車、車いす移動車等
- (4) 身体障害者等で歩行が困難な者が使用中の車両で駐車禁止除外標章（以下「除外標章」という。）を掲出しているもの及び患者輸送車その他の専ら歩行が困難な者を輸送するための車両であって当該輸送に使用中であり、かつ、除外標章を掲出しているもの。
 - (例) 歩行が困難な身体障害者本人が使用中の車両

3 除外標章交付対象

2 (4)に規定する「身体障害者等で歩行が困難な者が使用中の車両」

これらの車両に掲出するための除外標章は、身体障害者等本人に対して、その者が使用する車両に掲出するためのものとして交付するものとする。この場合、2 (4)に規定する「身体障害者等で歩行が困難な者」とは、旧自治省通達「身体障害者又は精神障害者に対する自動車税、軽自動車税又は自動車取得税の減免について」（昭和45年3月31日付け自治府第31号）及び厚生労働省通達「障害者に対する自動車税、軽自動車税又は自動車取得税の減免について」（平成9年3月27日付け障第125号）に示された税の減免の対象等に鑑み、原則として、次に掲げる者をいうものとする。

- (1) 身体障害者手帳の交付を受けている者であって、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有するもの及び戦傷病者手帳の交付を受けている者であって、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表の2に定める重度障害の程度に該当する障害を有するもの

障害の区分		障害の級別	重度障害の程度
視覚障害		1級から3級までの各級及び4級の1	特別項症から第四項症までの各項症
聴覚障害		2級及び3級	特別項症から第四項症までの各項症
平衡機能障害		3級	特別項症から第四項症までの各項症
上肢不自由		1級、2級の1及び2級の2	特別項症から第三項症までの各項症
下肢不自由		1級から4級までの各級	特別項症から第三項症までの各項症
体幹不自由		1級から3級までの各級	特別項症から第四項症までの各項症
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く）	—
	移動機能	1級から2級までの各級	—
心臓機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
じん臓機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
呼吸器機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症

小腸機能障害	1 級及び 3 級	特別項症から第三項症 までの各項症
ヒト免疫不全ウイルス による免疫機能障害	1 級から 3 級までの各級	—
肝臓機能障害	1 級から 3 級までの各級	特別項症から第三項症 までの各項症

- (2) 療育手帳の交付を受けている者であって、「療育手帳制度の実施について」（昭和48年9月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）第3・1(1)に定める重度の障害を有するもの
- (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級の障害を有するもの
- (4) 小児慢性特定疾病児童手帳（色素性乾皮症患者に限る。）の交付を受けている者

4 除外手続

除外標章に係る手続は、以下のとおり対応すること。

(1) 申請書及び添付書類

除外標章交付申請時の申請書は、細則別記様式第1の除外標章交付申請書（以下「申請書」とする。）を使用すること。また、提出を求める申請書及び添付書類は2部とし、申請時の添付書類についても、以下のものとする。

ア 用務に基づく除外指定車に係る申請の場合

(ア) 当該車両に係る自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面

(イ) 当該車両に係る用務を疎明する書面

疎明する書面は、契約書、資格証等の写しといった、既存の書面で差し支えないこととすること。この場合において、医師の緊急往診等に関する疎明資料として、訪問先関係者の病名が記載された書面については、個人情報保護の観点から、提出を求めないこと。

また、(ア)で示した自動車検査証の写し又は自動車検査証記録事項が記載された書面により用務が疎明できる場合は、用務を疎明する書面を別途添付することを不要とするなど、申請者の負担軽減を図ること。

イ 身体障害者等で歩行が困難な者に係る申請の場合

(ア) 除外標章の交付を受けようとする者の障害の程度を証明する書面

(イ) 除外標章の交付を受けようとする者が本人であることを確認するに足りる書面

(2) 有効期間

3年以内とすることを原則とする。

(3) 除外標章の交付等

ア 申請書を受理した警察署は、その内容を審査し、除外対象と認められるものについては、警察署長の決裁を受けた後、訓令別記様式第3の3の駐車禁止除外車指定処理簿（以下「除外指定処理簿」という。）に所要事項を記載の上、細則別記様式第1の3の駐車禁止除外指定車標章（以下「除外標章」という。）を作成し、除外申請者に交付すること。

イ 除外標章は次の事項に留意して作成すること。

(ア) 除外標章上部の「〇〇〇使用中」の欄

除外車両の対象に応じて、「歩行困難者使用中」、「緊急往診使用中」などと記載する。

(イ) 「車両番号」の欄

あらかじめ、使用する車両が特定される場合は、当該車両の登録番号を記載する。

(ウ) 「有効期限」の欄

発行日から３年以内とする。ただし、紫外線要保護者に対する除外標章は、有効期限欄の下に「ただし、昼間(日出から日没まで)に限る。」と記載する。

(エ) 記載内容

申請書の内容に応じて、除外標章の加除をする。

(オ) 裏面の「被交付者等」の欄

除外対象者の住所及び氏名を記載する。

ウ 除外標章の交付に当たっては、訓令別記様式第３の４の駐車禁止除外指定車標章交付簿に所要事項を記載し、交付状況を明らかにしておくこと。

エ 除外標章を交付する際は、除外申請者に対し、次の事項を指示すること。

(ア) 幹線道路や交通量が著しく多い時間帯など、道路交通に著しく影響を及ぼす駐車は自粛すること。

(イ) 直近に利用可能な駐車場がある場合は、路上駐車しないこと。

(ウ) 除外標章は、駐車の際に車両前面の見やすい箇所に掲出し、連絡先又は用務先を記載した紙も除外標章と並べて掲出しておくこと。

(エ) 除外標章裏面の注意事項に従い、不正使用などの違反行為が認められた場合は、返納を命ずることがあること。

(4) 除外標章の再交付等

ア 再交付申請

除外標章の再交付を申請する場合における申請書は、細則別記様式第１の４の２の除外標章再交付申請書を使用すること。なお、再交付申請時には、書類の添付は求めないこと。

イ 記載事項変更届出

除外標章の記載事項を変更する場合における届出書は、細則別記様式第１の４の除外標章記載事項変更届を使用すること。また、届出時の添付書類は、記載事項の変更を証する書面に限ること。

記載事項変更届を受理した警察署は、当該除外標章に変更する記載事項を直接加除訂正して交付すること。

ウ 返納

除外標章の有効期間の満了、返納命令を受けたなどにより、交付された除外標章が不要となった場合には、除外標章を交付された者にこれを返納させること。この場合において、交付された者が返納のために来署等した場合には、管轄を問わず、これを受理すること。

5 決裁時の留意事項

- (1) 申請書の決裁時には、別記様式の駐車除外指定状況票を作成し、除外指定の状況を明らかにしておくこと。
- (2) 除外指定処理簿は、月末ごとに締め切り、警察署長の決裁を受けること。

6 運用上の留意事項

- (1) 他の都道府県公安委員会が交付した除外標章を掲出している駐車車両についても、石川県公安委員会（以下「県公安委員会」という。）が交付した除外標章と同様に扱うものとする。
- (2) 申請車両がいわゆる「県外ナンバー」である場合は、自動車変更登録申請や保管場所変更届出等の必要な措置を講じるよう教示し、法律違反を容認することとなるような受理は行わないこと。
- (3) 駐車禁止規制は、交通の安全と円滑を図る上で必要な対処措置として行われているものであり、十分な審査の上許可すること。

なお、既存の駐車禁止規制についても地域住民や物流関係者からの意見を尊重しつつ、積極的に見直しを図っていくこと。

- (4) 県公安委員会の駐車禁止規制からの除外措置は、県公安委員会による一種の交通規制であり、行政手続法に基づく審査請求手続や標準処理期間等の定めはないが、申請に対する除外標章交付という手続であることから、当該事務の標準処理期間を3日以内（行政庁の休日は含まない。）とする。

7 除外標章の不正使用等の違法行為については、平素から駐車監視員との連携を図るなどして端緒把握に努めるとともに、これを認知した場合は、積極的な検挙措置を図るなど、厳正に対処すること。

8 書類の保存

本件に関するファイルコードは「40-43-20-070」とし保存期間は、3年とする。

9 報告

本件事務処理状況は、1か月分取りまとめの上、別に定めるところにより、翌月5日までに交通規制課に報告するものとする。この際、報告対象月に処理した申請書及び除外標章の写しも送付すること。

附 則

この要領は、令和7年7月1日から施行する。